

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011 - 231 - 4111
(内線 22-271)
FAX 011 - 232 - 1385
印刷 富士プリント(株)

目次

ページ

告 示

○狩猟鳥獣の捕獲の禁止、特定鳥獣の捕獲の禁止及び制限についての公聴会の開催

(自然環境課) 一三七

○大沼国定公園の特別地域の区域の変更

(自然環境課) 一三七

○大沼国定公園の集団施設地区の指定

(自然環境課) 一三七

○土地改良法による換地計画の適否の決定

(農地調整課) 一三七

○道営土地改良事業変更計画の決定

(土地改良指導課) 一三八

○道営土地改良事業の工事の完了

(土地改良指導課) 一三八

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定

(治山課) 一三八

○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定

(治山課) 一三九

○公共測量の実施の通知

(建設部総務課) 一四〇

○道路の区域の変更及び供用の開始

(道路整備課) 一四〇

○市町村の決定に係る都市計画の変更に関する図書の取つけの縦覧

(都市計画課) 一四〇

○都市計画事業の認可

(公園・水道課) 一四〇

支庁告示

○建築基準法による一定の複数建築物の認定

(建設課) 一四〇

○都市計画法による開発行為に関する工事の完了(二件)

(建設課) 一四一

告 示

北海道告示第1308号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第1条ノ5第6項、同法第1条ノ6第2項において準用する同法第1条ノ5第6項の規定により、公聴会を開催する。

平成13年7月31日

北海道知事 堀 達 也

1 日 時 平成13年8月21日(火) 午後2時から

2 場 所 札幌市中央区北2条西7丁目 かでる2・7 9階 940号研修室

平成十三年七月三十一日

火 曜 日

3 案 件 (1) 狩猟鳥獣(シカ)の捕獲の禁止

(2) 特定鳥獣(シカ)の捕獲の禁止及び制限

北海道告示第1309号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第17条第1項の規定により、特別地域の区域を変更し、同条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり公示する。

この特別地域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道渡島支庁地域政策部環境生活課に備え付けて縦覧に供する。

平成13年7月31日

北海道知事 堀 達 也

1 第1種特別地域に次の区域を追加する。

北海道亀田郡七飯町字大沼町の一部

2 第3種特別地域から次の区域を削除する。

北海道亀田郡七飯町字大沼町の一部

北海道告示第1310号

自然公園法(昭和32年法律第161号)第23条第1項の規定により、集団施設地区を指定し、同条第2項において準用する同法第10条第3項の規定により、次のとおり公示する。

この集団施設地区を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道渡島支庁地域政策部環境生活課に備え付けて縦覧に供する。

平成13年7月31日

北海道知事 堀 達 也

南大沼集団施設地区の区域及び整備計画区を次のとおりとする。

1 指定する区域

北海道亀田郡七飯町字大沼町の一部

2 整備計画区

北部整備計画区、南部整備計画区

北海道告示第1311号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第1項の規定により、今金土地改良区が定めた下豊田地区の換地計画を適当と決定した。

その関係書類は、北海道檜山支庁に備え置いて、平成13年7月31日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月31日

一 三 四

第1284号

北海道告示第1312号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成13年8月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月31日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
東 幹 線	基幹水利施設補修	北海道網走支庁
上 士 幌	農地保全整備（排除工事（農地保全））	北海道十勝支庁

北海道告示第1313号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成13年7月31日

地区名	事業の種類	北海道知事 堀 達 也
卯 原 内	かんがい排水 [明きよ排水]	平成13. 3. 27
北 浜	一般農道整備（広域関連）	同 13. 1. 22
北 陽	農免農道整備	同 10. 12. 22
五 十 二	同	同 12. 7. 17
双 葉	同	同 13. 1. 17
川 向	同	同 9. 12. 16
屯 田 第 1	ため池等整備 [用排水施設整備]	同 12. 12. 22
若 佐	中山間地域総合整備（農道）	同
同	同（農業用用排水）	同 12. 12. 21
同	同（暗きよ）	同 12. 12. 7
同	同（農用地改良保全）	同 12. 12. 25
同	同（農道）	同 12. 12. 7
同	同（農業用用排水）	同 10. 12. 9
活 汲	畑地帯総合整備（暗きよ）	同 8. 12. 9
同	同（農業用用排水）	同 9. 3. 25
同	同（農道）	同 8. 12. 25
同	同（区画整理）	同 8. 12. 9

北海道告示第1314号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成13年7月31日

北海道知事 堀 達 也

- 1(1) 保安林予定森林の所在 磯谷郡蘭越町字黄金240の1・243の1（以上2筆について場所 次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 2(1) 保安林予定森林の所在 常呂郡佐呂間町字幌岩20の6地先・字浜佐呂間35地先（以場所 上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）

- (2) 指 定 の 目 的 魚つき
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字浜佐呂間35地先（国有林）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び佐呂間町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3(1) 保安林予定森林の所在場所 (2) 指定の目的 (3) 指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課及び穂別町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第1315号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。 平成13年7月31日 北海道知事 堀 達 也 1(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。） 2(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び芦別市役所に備え置いて縦覧に供する。）	
3(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び恵庭市役所に備え置いて縦覧に供する。） 4(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。） 5(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。） 6(1) 解除予定保安林の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 (3) 解除の理由 （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。） 7(1) 解除予定保安林の所在場所	恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。） 水源のかん養 道路用地とするため 土砂の崩壊の防備 道路用地とするため その図面を北海道水産林務部治山課及び瀬棚町役場に備え置いて縦覧に供する。） 881の2・883の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） 881の7 水源のかん養 道路用地とするため その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。） 881の2（次の図に示す部分に限る。） 水源のかん養 河川管理施設用地とするため その図面を北海道水産林務部治山課及び倶知安町役場に備え置いて縦覧に供する。） 紋別郡雄武町字道有林3の1・5の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

第 1 2 8 4 号

- (2) 保安林として指定され
た目的

(3) 解 除 の 理 由

(「次の図」は、省略し、
その図面を北海道水産林務部治山課及び雄武町役場に備え
置いて縦覧に供する。)
- 土砂の流出の防備

道路用地とするため
- (1) 解除予定保安林の所在
場所

(2) 保安林として指定され
た目的

(3) 解 除 の 理 由

(「次の図」は、省略し、
その図面を北海道水産林務部治山課及び別海町役場に備え
置いて縦覧に供する。)
- 野付郡別海町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

風害の防備

農道用地とするため

北海道告示第1316号

札幌開発建設部長から、次のとおり公共測量を実施する旨、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による通知があった。

平成13年7月31日

- 1 作業種類

2 作業期間

3 作業地域
- 公共測量（道路計画図作成）

平成13年7月4日から8月30日まで

厚田村、浜益村
- 北海道知事

堀 達 也

北海道告示第1317号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成13年7月31日

- 1 道路の種類

2 路 線 名

3 道路の区域
- 道 道

網走川湯線
- 北海道知事

堀 達 也
- 変更前

敷地の幅員

延長

国道等との重複区間

後の別

網走郡東藻琴村字末広518番1地先から網走郡東藻琴村字末広534番地先まで	前	15.50mから21.50mまで	669.36m	—
	後	17.77mから33.50mまで	666.36m	—

北海道告示第1318号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次に掲げる市町村が変更した都市計画の図書の写しを北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成13年7月31日

都 市 計 画 の 種 類	市町村名	北海道知事	堀 達 也
函館圏都市計画ごみ処理場	函 館 市		
江差都市計画臨港地区	江 差 町		
虻 田 都 市 計 画 公 園	虻 田 町		

北海道告示第1319号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成13年7月31日

1 施行者の名称	共和町	北海道知事	堀 達 也
2 都市計画事業の種類及び名称	岩内都市計画下水道事業共和公共下水道		
3 事業の施行期間	平成13年7月31日から平成18年3月31日まで		
4 事業用地			
(1) 収用の部分	なし		
(2) 使用の部分	岩内郡共和町梨野舞納及び老古美地内		

改 正 処 理

北海道日高支庁告示第6号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定により、次のとおり一定の複数建築物を認定した。

平成13年7月31日

- 北海道日高支庁長 眞田 篤弘
- 1 認定番号 第706号
- 2 認定年月日 平成13年7月19日
- 3 対象区域 浦河町東町ちのみ2丁目299番12のうち、301番2のうち、301番10、301番14のうち、301番9
- 4 申請者の住所及び氏名 札幌市中央区北3条西7丁目
地方職員共済組合北海道支部長
北海道知事 堀 達也
- 5 縦覧図書の縦覧場所 北海道日高支庁経済部建設指導課内
浦河町管財建築課内

北海道渡島支庁告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月31日

- 北海道渡島支庁長 泉 川 睦 雄
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 上磯郡上磯町追分1丁目9番1のうち
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 札幌市南区南55条西10丁目1番1号
株式会社ベステンス 代表取締役 相川 政二
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年6月18日 渡建指第13 - 2号

北海道十勝支庁告示第15号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成13年7月31日

- 北海道十勝支庁長 尾 山 篤 治
- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 中川郡幕別町字千住197番2、198番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 旭川郡永山町10丁目193番地7
(株)トミイチ 代表取締役 富宅 高
- 3 開発許可年月日及び番号 平成13年4月23日 十建指第13 - 1号

道小樽土木現業所告示

北海道小樽土木現業所告示第2号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成13年7月31日

北海道小樽土木現業所長 井 元 俊 雄

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 北海道小樽土木現業所長 井 元 俊 雄
- (1) 凍結防止剤散布車（湿式2.5m³級、4輪駆動）1台
- (2) 除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付）4台
（除雪トラック1台、除雪グレーダ1台、ロータリ除雪車1台及び除雪ドーザ1台と交換）
- 2 随意契約の相手方を決定した日 平成13年7月16日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社日本除雪機製作所
住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目221番地
- (2) 氏 名 三井物産マシナリー株式会社
住 所 東京都港区新橋6丁目1番11号
- 4 随意契約に係る契約金額
(1) 20,300,000円
(2) 114,352,560円
- 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 6 随意契約によった理由
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道小樽土木現業所企画総務部総務課
(2) 所在地 北海道小樽市奥沢1丁目21番1号

平成十三年七月三十一日

火曜日

一四二

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
プ道
リ総
ン務
ト部
株法
式制
会文
社書
道課